

國學院大學図書館所蔵「河越家記録・文書」の紹介と目録

藤 森 馨

一 はしがき

國學院大學図書館は、近世に神嘗祭例幣使の王代を歴代勤仕し、兵庫寮を世襲した河越家旧蔵の記録十八点と文書四十二点、計六十一点六十二冊を所蔵しているが、ここにそれらの書目及び内容について聊か紹介したい。

河越家が例幣使の王代を歴代勤仕した関係上、記録類の半数は、近世の例幣使及び臨時の神宮奉幣使関係のものが中心である。残りの半数は、即位儀や大嘗祭等の皇位繼承儀礼関係のものと、世襲の官職兵庫寮関係のものである。一方、文書類は、寛永二十年（一六四三）九月二十日発給の賢充が正六位上に叙され兵庫允に補任された叙位・任官の口宣案二通から慶應三年（一八六七）九月二十三日付の種賢の兵庫権助任官の口宣案まで、全てが河越家歴代当主の叙位・任官関係の口宣案である。

河越家は、天正十四年（一五八六）の後陽成天皇の即位儀に兵庫頭として奉仕して以来、歴代天皇の即位儀に参役し、臨時の役料として十三石を拝領することになっていた。さらに、正保四年（一六四七）以降は、

正保四年勅使再興の時、始て使王代を河越氏に仰ありて参向せり、宣命に王從五位下兼字王とあるは、此河越兵庫なり、兼字王は作名のよし記せり、かくてより此使王代毎年九月神嘗祭の時陪從せり、（『神宮典略』二十七）

と、神嘗祭例幣使王代をも兼帶して下行米を受けるようになつたが、普段は知行も下行も拝領しない無足の家であつた。

例幣使勤仕に際しては、使王代に八石八斗五升、中臣に三十石六斗九升三合、忌部に八石八斗五升、衛士に六石八斗七合、御幣持に三石七斗五升の下行米がそれぞれ支給されることになつていて⁽¹⁾。河越家の場合、この使王代料として支給される八石八斗五升の下行米が、年間を通じての唯一の財源であつたようである。だが、この下行米八石八斗五升も純粹な役料として支給されたわけではなく、あくまでも神宮への往復の旅費として支給されたものであつた。神宮への往復の必要経費は、寛政九年（一七九七）当時銀百八十八匁八分であつたから、米を銀に換算する際、相場の差額で生じた僅かなものが実収入として手元に残るのみであつた。ほかに即位や大嘗祭に際して神宮へ差遣される由奉幣をはじめとする臨時の奉幣使を勤仕すると十五石、遷宮に向すると二十五石が下行米として支給されることになつていて、こうした臨時の奉幣使勤仕は、収入の乏しい河越家の死活問題に大きく関わつていた。

このあたりの経緯については、元文三年（一七三八）九月十日に大嘗会伝奏園基香宛に提出された河越賢兼の「大嘗祭由奉幣使王代拝命願書」（河越家文書『諸願届録』所収）に、

乍恐謹言上

今度大嘗会由奉幣使王参向之儀奉願候處、被為在思召候趣被為仰付奉畏候、乍然私共ニ於テハ平生知行御下行拝領不仕無足ニ而御用相勤候、尤例幣王使例年被為仰付參役仕候得共、是以御下行無御座道中十日分之路用日數積ニ拝領仕候故、ケ様之節臨時之公役ニ相隨御下行拝領仕、平生之御用等相勤罷在候處、享保十四年一社奉幣之節、私故障故、土山駿河守江被為仰付ニ付、是以御下行拝領不仕候、尤先例故障之節毎度奉願、語ニ被為仰付候得共、其身故障故、憚上、其節達而御願茂不申上、段々及困窮罷在候、然ル処此度故障之儀其外指合等茂無御座候處、他江被為仰付候而ハ無足之者故及飢、平生之御用茂難相勤罷成、至極困窮仕候付、不顧恐、重而御歎及言上候間、偏ニ御憐愍之儀奉願候、
と、詳細に見える。

このように、神宮奉幣使王代の勤仕は河越家の経済を大きく左右したが、次章では、同家最重要の職務例幣使の梗概と河越家

の歴史について若干触れてみたい。

二 例幣使王代河越家の歴史

(イ) 例幣使とは

神宮奉幣使は、「神祇令」に、

凡常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五位以上ト食者充、唯伊勢神宮、常祀亦同、
とあるように、余社とは異なり、勅授の五位以上の者がト食されて奉幣使に任用されることになっていた。このト食される五位以上の者が、「儀式」に、

前四日、外記録王氏五位已上四人歴名封之、令神祇官ト、五世者不須、神祇官ト畢、注合否進、外記執之、於大臣前、開封
令覽、訖喚ト食者仰之、亦告神祇官、(『儀式』九月十一日奉伊勢大神宮幣儀)

とあり、「延喜太政官式」及び「延喜伊勢太神宮式」に、

凡九月十一日、行幸八省院、奉幣於伊勢太神宮、其使者、太政官預点五位以上王四人ト定、用ト食者一人、大臣奏聞、宣命授
使王、共神祇官中臣・忌部発遣、事見儀式、(「延喜太政官式」)

凡神嘗祭幣帛使、取王五位已上ト食者充之、(「延喜伊勢太神宮式」)

と見えるように、皇親の範疇に入る四世以内の王であった(『繼嗣令』)。このト食された王と神祇官人の中臣・忌部によつて奉
幣使が構成され、神宮に差遣されることになっていた。後世、これにト部が加わり、神嘗祭例幣使やそれに準じて構成される臨
時奉幣使のことを四姓使といふ。⁽²⁾

ところで、嵯峨朝の弘仁五年(八一四)に皇子への源氏賜姓が開始されると、時代が降るにしたがい、王として皇親に留まる
者は稀有となつた。それでも攝関時代頃までは女王禄に預かる者が二百人いたが、院政期になり白河天皇の皇子覺行法親王以

来、皇子の出家の風が盛んとなつたため、諸王の数は激減した。中山忠親の『貴嶺問答』によれば、当時女王禄の対象となつた二世以下四世以内の女王は、出自は不明であるが顯子女王一人のみであつたという。こうした趨勢は、『中右記』に、

保延元年（一一三五）六月廿五日、外記景佐來云、明日奉幣使王皆以故障、先々勤此使王十人許也、或城外、或服仮、一人不候、但則仲王男年十七、今日元服云々（名兼綱、村上御後也）、給爵者可勤仕使由申上也者、（中略）仰云、早給爵於兼綱王、可令勤仕使者、

と見えるように、必然的に神宮奉幣使勤仕の王が私底するという事態を惹起した。朝廷はこうした事態を憂慮し、神事違例を回避するために、右のように元服直後の無位王を便宜的に叙爵して勤仕せしめたり、皇親の範囲を逸脱して、あたかも姓のようにな王号を称する王氏という変則的な氏族の存在を容認せざる得なくなつた⁽³⁾。ここに、後世長くその統を伝える花山天皇の後裔である花山王氏と、三条天皇の後裔で、村上天皇の後裔として王氏爵に預かる村上王氏等が成立することとなつた。ちなみに、鎌倉時代初期に成立した『神祇官年中行事』の王氏爵の条には、

王氏

正六位上某王、寛和御後、寛平御後、天暦御後、

右当年爵所請如件、

建久九年正月三日從三位行神祇伯

当年爵某王可挙申々也、

正月四日 神祇伯

と見え、当時寛和御後である花山王氏・寛平御後である宇多王氏・天暦御後である村上王氏が存在していたことが窺知される⁽⁴⁾。

院政期から平氏政権下にかけて、皇族の名籍を掌る正親正の官職にあつた花山王氏出身の顯広王が、それまで第一親王の手中にあつた王氏爵の挙申権を獲得し、王氏長者という王氏全体を監督する地位を確立。さらに、子息仲資王への譲伯を許され、神祇伯の世襲化にも成功した。王氏爵の挙申権を掌握することで王氏の奉幣使任免を左右する立場となつた顯広王は、自らは奉幣

使を勤仕することはなくなつた。以後、宇多王氏・村上王氏・花山王氏等他の王氏は、顯広王の後裔である白川伯王家の指導監督のもと王氏爵に預かり、奉幣使を勤仕することとなつた。⁽⁵⁾

神嘗祭例幣使は、南北朝の動乱期にも、延引や中止は見られたものの、差遣され続けた。しかし、応仁の乱勃発直前の文正元年（一四六六）十二月十一日に後土御門天皇の即位の由奉幣と併せて挙行された例幣を最後に、戦乱や財政上の問題から中絶した。のみならず、祈年祭や月次祭への官幣の奉納も翌応仁元年をもつて断絶となつた⁽⁶⁾。しかしながら、臨時の奉幣まで全てが執行されなくなつたわけではなく、即位に際しての由奉幣や遷宮に際しての一社奉幣等は、この後も挙行され続けた。応仁元年（一四六七）から正保四年（一六四七）の再興までの百八十年間の例幣中絶期間中に、管見に及んだ神宮への臨時の奉幣は、

延徳三年（一四九一）七月八日の外宮坂殿炎上謝申の奉幣（『親長卿記』・『外宮子良館旧記』・『続史愚抄』）。

永正十五年（一五一八）十一月三日の外宮不淨のこと謝申の奉幣（『永正十五年一社奉幣使参向記』・『続史愚抄』・『柳原家記録』八三等）。

永正十六年（一五一九）九月九日の後柏原天皇即位由奉幣（『永正十五年一社奉幣使参向記』・『続史愚抄』）。

天文五年（一五三六）二月十四日の後奈良天皇即位由奉幣（『言繼卿記』）。

天文七年（一五三八）十二月二十九日の内宮怪異謝申の奉幣（『続史愚抄』）。

永禄二年（一五五九）十二月十二日の正親町天皇即位由奉幣（『壬生家四卷之日記』三・『続史愚抄』・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

永禄六年（一五六三）九月二十三日の外宮正遷宮一社奉幣（『壬生家四卷之日記』三・『正親町天皇宣命』藤波家文書所収・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

天正十三年（一五八五）十月九日の遷宮一社奉幣（『兼見卿記』九・『舜旧記』・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

天正十四年（一五八六）十一月二十二日の後陽成天皇即位由奉幣（『兼見卿記』十一・『続史愚抄』・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

慶長十四年（一六〇九）九月十六日の遷宮一社奉幣（『壬生家四卷之日記』四・『孝亮宿禰日次記』二・『続史愚抄』・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

慶長十六年（一六一一）四月五日の後水尾天皇即位由奉幣（『続史愚抄』・『御讓位古今宣命』・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

寛永六年（一六二九）九月十六日の遷宮一社奉幣（『続史愚抄』・『寛永外宮正遷宮子良館記』・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

寛永七年（一六三〇）九月五日の明正天皇即位由奉幣（『続史愚抄』・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

寛永二十年（一六四三）十月十八日の後光明天皇即位由奉幣（『忠利宿禰記』・『続史愚抄』・『中院通茂公記』寛文二年八月十日条）。

以上十四例がある。

八省院焼亡後、例幣及び臨時奉幣発遣儀は、神祇官を式場として執行された。だが、応仁の乱で神祇官も兵火にかかり灰燼に帰した後は、その跡地に発遣儀ごとに北序や北門等が仮設され、前代のように頻度は高くないが、戦国時代にも臨時奉幣儀は挙行され続けたのである。⁽⁷⁾ 慶長十四年（一六〇九）以降は、神祇官跡地である内野に二条城が築城されたため、大御所家康の内意を受けた將軍徳川秀忠の奏請により吉田家斎場所を神祇官代とし、そこで奉幣使発遣儀が執行されるようになつた。背景には天正十三年（一五八五）の奉幣使発遣に際し、神祇官の鋪設の不手際に疑義を漏らしている吉田兼見と舍弟梵舜の策動が窺知される。⁽⁸⁾ 以後江戸幕末まで吉田家斎場所が神宮奉幣使発遣儀の式場として用いられるが、徳川幕府との緊密な関係を背景に朝廷の神事に介入し、さらにそれを梃子にして神祇行政の頂点に立つことを企図していた吉田家にとり、神祇官代としての斎場所の公認は、なものにも優る奇貨であった。さて、即位由奉幣にしろ、遷宮一社奉幣にしろ、臨時神宮奉幣は前述のように神嘗祭例幣に準拠することになつており、人員構成及びその儀式次第は全く同様であつた。後光明天皇の正保四年に例幣は再興されるが、その際混乱が生じなかつたのは、まぎりなりにも臨時神宮奉幣が挙行され続けてきたことに起因するのではなかろうか。

(口) 河越家の家系

正保四年の例幣再興に当たり、河越家の祖兼字が王代を兼帶するに至つた経緯について、前掲の河越賢兼の「大嘗祭由奉幣使王代拝命願書」には、

王使御役之儀者、後陽成院様依別勅王兼任・王兼久ニ被成下、則口宣案拝受仕、使王御用相勤罷在候処、王兼久卒去仕、正保四年例幣御再興之節、王使御用可相勤人躰被為在御詮議、則兼久弟清原賢充兵庫寮役相續仕罷在候ニ付、改姓改名被為仰付、王兼久跡目相續仕、源兼字与相改、奉幣使御用被為仰付、并兵庫寮両役共連綿仕、至于今、御代々々目出度不闕ニ御用相勤申候、

と見える。また、宝暦五年（一七五五）に武家伝奏柳原光綱と広橋兼胤宛に差し出されたと推測される賢兼の「王氏改姓願書」（河越家文書『諸願届録』所収）には、

一、王氏之儀、慶長十四年伊勢皇太神臨時奉幣御再興ニ付、四姓使被為遂御吟味候處、王氏・斎部氏之者無御座候ニ付、以後陽成院別勅、先祖兼任王氏ニ被成下、斎部氏者真繼家先祖親當斎部氏ニ被為仰付、則兩人共同年九月六日從六位下拝仕、口宣案被下置御用勤仕、并寛永六年九月十日王兼久・斎部親賢從六位下拝叙、口宣案頂戴仕、御本紙于今所持仕候、右之以由緒、例幣并式年御遷宮・臨時奉幣等之御用不闕ニ是迄無恙相勤來候、此等之以由緒、去年真繼宮内丞親弘斎部氏ニ改姓奉願候處、被為聞召分、願之通被為仰付候、王氏之儀も同様御座候間、乍恐被為聞召分、以御憐愍改姓被為仰付被下候様、謹而奉願上候、依之口宣案之寫両通奉入上覽候、御憐愍ヲ以願之通被為仰付被下候ハハ、冥加至極難有可奉存候、此等之趣幾重ニも宜御沙汰奉願上候、以上、

兵庫寮

河越兵庫頭源賢兼

亥十月

柳原大納言様御内

山本主馬殿

土橋織部殿

広橋前大納言様御内

濱路主膳殿

小泉主水殿

と見える。これらの史料によれば、後陽成天皇の時代、具体的には慶長十四年（一六〇九）の皇太神宮臨時奉幣再興の際、天皇の別勅により、王兼任と真継氏の先祖親富とが、それぞれ例幣使の使王と忌部を勤仕するように命じられた。その後、臨時神宮奉幣使の使王は、兼任の子兼久に継承されたが、兼久の死後後嗣がいなかつた。そこで正保四年の例幣再興の際、兼久の弟で清原家を相続して兵庫允であつた賢充が源兼字と改姓名し、使王代を勤仕することとなつた。そして、兼字以降河越家は、清原家の家職兵庫寮と使王代を兼帶・相続し、賢兼に至つた、という。

しかしながら、河越家の右所伝や『地下家伝』に見られる記事には、矛盾したものが多く、安易には信用できない。『地下家伝』の河越家及び真継家の条の兼任王と真継康総の傍注を見ると、

兼任 慶長十四年臨時奉幣使御再興之節、依別勅被補王氏為使王參向、于今連綿、（『地下家伝』河越家条）
康総 伊勢皇太神宮奉幣御再興之節、依別勅兼斎部姓、其後連綿而勤仕之、（『地下家伝』真継家条）

とあり、前掲の賢兼の「王氏改姓願書」同様、慶長十四年に神宮臨時の奉幣使が再興されたといふ。しかしながら、前に見たように、こうした所伝を裏付ける徵証はない。応仁元年の例幣断絶以降も、遷宮及び天皇即位に際しては、必ず臨時奉幣が挙行されており、天正十四年の由奉幣の際の王・忌部不参の事例はあるものの、中絶があつたとは到底考えられないのである（『慶長元和宮司引付』）。したがつて、慶長十四年をもつて神宮臨時奉幣が再興されたという河越・真継両家の所伝を支持することはできない。

このように、河越家の史料の中には、後世自家の家職を誇示するために、潤色したものが多く所見される。こうした傾向は、

河越家の先祖について記した史料に益々顯著である。『地下家伝』の記事と前掲賢兼の二通の文書との間にも、先祖に関する記載に異同が認められる。そこで『地下家伝』に河越家の歴代当主を見てみたい。

同書によれば、河越家は元清原姓もしくは王姓で、後世源氏に改めたという。そして、初代頼兼以降江戸幕末までの歴代当主は、一瞥する限り以下のように記載されている。

清原頼兼（清原良賢真人次男）

清原教重（正三位清原良雄卿次男、母左大史時元女）

清原賢在（舟橋式部少輔清原秀賢朝臣為養子、教重跡相続、実使王兼任次男）

王兼任

王兼久（王兼任男）

源兼字（舟橋從二位清原相賢卿為養子、賢在跡相続、後改源兼字、王兼久跡続、依之兵庫寮使王代帶両役、実河越重忠男、本清原賢充、母中原職忠女）

源兼躬（源兼字男、本賢長、舟橋從二位相賢卿猶子）
源賢兼（源兼躬男、舟橋從三位尚賢卿猶子）

源教賢（源賢兼男、舟橋從四位下親賢朝臣猶子）

源賢通（源教賢男、元兼宗、実故賢兼四男、教賢為養子）

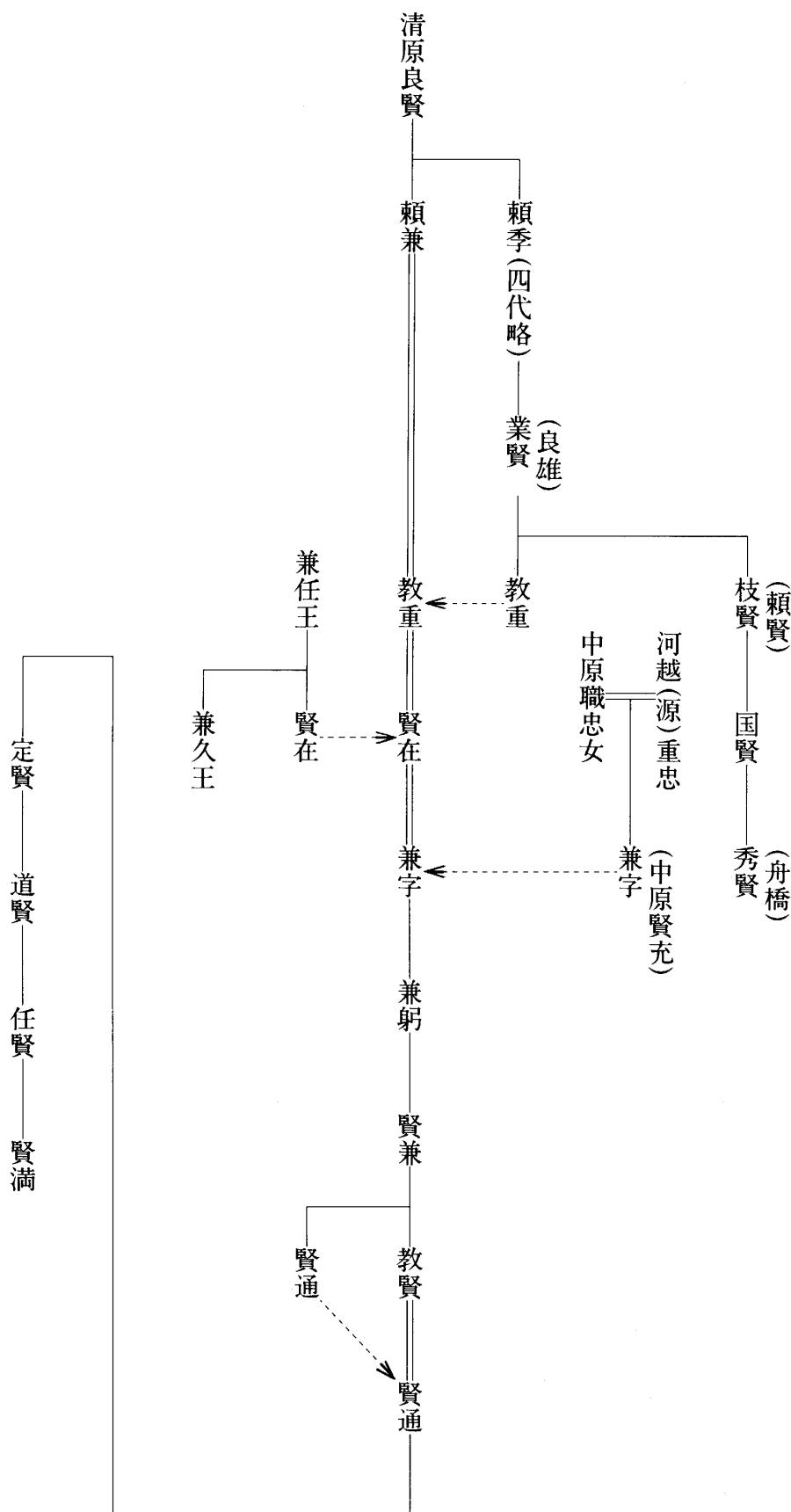
源定賢（源賢通男、舟橋從二位則賢卿猶子）

源道賢（源定賢男）

源任賢（源道賢男）

こうした河越家の世系は、明治初年に宮内省に提出された清原氏の後裔舟橋家の系譜にも看取され、江戸時代には疑問視されなくなっていたようである。しかしながら、『地下家伝』の傍注記事を仔細に検討してみると、こうした所伝とは相違する事実

河越家系図（『地下家伝』・『清原系図』・『舟橋系図』より作成）



が浮上してくる。そこで、河越家の歴代当主の父子及び養子・猶子関係を『地下家伝』の傍注に見て、これを整理してみよう。

初代の頼兼は、慶長六年（一六〇一）以降舟橋を家号とするようになる清原氏の祖大外記良賢の次男と『地下家伝』に見える。『続群書類従』には七篇の『清原系図』が所収されているが、それには確認できない。良賢の長子で大外記正四位下にまで昇進し、内昇殿を許された頼季のみが記されている。一方、『系図纂要』所収『清原系図』には、頼兼は頼季の同母弟と見える。『地下家伝』の傍注には、年代は不明であるが兵庫頭に任じられ、藏人に補されたと見えるが、『系図纂要』所収本の傍注にも、これも年代は不明ながら「得業生、左近將監、兵庫頭、從五位下、少外記」と注され、兵庫頭に補任されていたことがわかる。同様の記述は宮内省に提出された『舟橋系図』（宮内庁書陵部蔵『華族系譜』所収）の頼兼の傍注にも、

兵庫頭、藏人、四代孫賢充改姓源、王使兼帶、有子孫、

と見え、頼兼は源姓に改姓して王使も兼帶するようになった賢充の四代前の祖であるという。もし、『系図纂要』所収『清原系図』及び『華族系譜』所収『舟橋系図』のように頼兼が頼季の弟であったとすると、室町時代前期の応永年間（一三九四—一四五八）頃の人ということになる。河越家が清原氏の本宗舟橋家の庶流であると江戸時代に考えられていたことは、兼字以降の歴代当主が、舟橋家の当主の養子、若しくは猶子となっていることからも明瞭である。しかしながら、後述のように初代頼兼と二代教重との間には、生存年代に大きな懸隔があり、本当に兵庫頭頼兼を河越家の初代と考えてよいか、疑問が残る。

二代教重は、頼兼の兄頼季の六代の子孫業賢（良雄）の子と『地下家伝』に見える。兄枝賢（頼賢）と同様左大史小槻時元の女が母である。『群書類従』所収『清原系図』や『華族系譜』所収『舟橋系図』にも枝賢の弟と見え、兵庫頭であつたと記されている。天文十八年（一五四九）正月六日六歳の時に叙爵し、同日兵庫頭に補任された。さらに、天正四年（一五七六）には正五位下に昇進している。二代とはされているものの、初代頼兼とはあまりにも生存年代に懸隔があり、面識があつたとは到底考えられない。一つには、官職のみを同族頼兼の先例に因循し、その結果後世二代と目されるようになつた可能性が想定される。だが、いま一つには、系統を異にする清原氏の中で兵庫寮と「教」字を世襲する仲隆流が存在するので、その養子となつた可能性も考えられる。

仲隆は舟橋流清原氏の初代となる良業の兄で、『舟橋系譜』によれば、子孫に兵庫助教定・兵庫助良隆・兵庫助教熙・藏人兵庫助忠隆・兵庫助教泰等がおり、歴代兵庫寮を世襲している。推測の域は出ないが、「教」字を諱に使用している点といい、兵庫頭という官職といい、教重は仲隆流を継承した可能性が高い。しかしながら、これ以上のことは現在のところ不詳である。したがつて、ここでは教重が、初代頼兼の近親ではなかつたことを指摘するに留めたい。

三代賢在は、教重の兄枝賢の孫舟橋秀賢の養子となり教重の跡を相続したと、『地下家伝』に見える。さらに同書によれば、実父は使王兼任で、使王兼久の兄弟であるという。元和六年（一六二〇）正月六日七歳の時に叙爵し、同日兵庫頭に補任されている。ところで、賢在の教重の名跡相続の経緯も、不可解な点が多い。賢在が誕生したのは慶長十九年（一六一四）であるが、『諸家伝』によれば、その年の六月二十八日に養父秀賢は四十歳で卒去している。そうすると、秀賢の卒去前後に誕生したばかりの賢在が、養子になつたこととなる。直接教重の養子にはなつていなかから、即断はできないが教重は、この時点ですでに死亡していた可能性が高い。しかしながら、右経緯を解明する史料は管見に及んでいない。ここでは、賢兼が「以後陽成院別勅、先祖兼任王氏ニ被成下」と主張する兼任王とその子兼久王は、実は舟橋家の庶流と称する河越家の先祖ではなかつたという事実を確認するに留めたい。

四代目が兼字で、舟橋相賢の養子として賢在の跡を相続したと、『地下家伝』に見える。同書の兼字の傍注には、

実河越源重忠男、本清原賢充、母出納中原職忠女、

とあり、兼字の前名が清原賢充で、実父は河越重忠。母は出納中原職忠女であるという。兼字の外祖父に当たる中原職忠とは、出納平田職忠のことである。職忠の妻は『地下家伝』の子息職在の傍注によれば河越宗也の女であり、宗也と重忠が近親であつたとすると、河越家と平田家とは重縁の間柄ということになる。河越重忠及び宗也の素性に関しては、いまのところ不明であるが、兼字は正保四年の王代兼帶に際し、実父の家名「河越」と本姓「源」を称した可能性が高い。何故なら、賢在（兼字）が兵庫允に任官した寛永二十年（一六四三）の十一月十一日に武家伝奏飛鳥井雅宣に提出された「兵庫頭參役御下行之事」（河越家文書『例幣雜用記』所収）は、林野主水佑益村によつて記されているが、彼の職名は「舟橋家雜掌」である。そうすると、当時

の清原兵庫家は本家舟橋家の監督下にあり、一族として舟橋を家号としていた可能性が高い。実際、右史料に統く注記には、

私ニ云、右書付者、兵庫頭賢在舟橋清原教重養子、且又賢充舟橋相賢卿之養子也、依之舟橋家ヨリ有沙汰、
とあり、教重・賢在は舟橋を称号としていたと見える。つまり、河越兵庫家の前身は舟橋兵庫家で、河越と家名が変わったのは
兼字以降と推測される。

ところで、四代兼字は寛永二十年九月廿日に正六位上に叙され、兵庫允に任官しているが、そのとき拝領した口宣案には「中原賢充」とあり、母方平田家の本姓「中原」を称しており、清原姓にはなっていない。ということは、賢充こと兼字は、舟橋氏の通字「賢」を使用していたから清原姓舟橋相賢と養子もしくはそれに准じる関係にはあつたが、その本姓まで変更する正式なものではなかつた、ということになる。ちなみに、兼字の子孫も多く舟橋家の当主の猶子になつてゐるが、兵庫寮の役職に補任される際の口宣案を見ると、源氏を称しており、清原姓のものは一人もいない。つまり兼字と舟橋家の養子関係は、多分に兵庫寮を世襲した舟橋家本宗の庇護を仰ぐための、名目的なものであつたようと思われる。したがつて、『地下家伝』や河越家の諸文書に、賢充は清原姓になつていたとあるが、にわかには首肯できない。

さて、『地下家伝』によれば賢充は、正保四年の例幣再興に際し、王氏の名跡を相続し、改姓改名して源兼字になつたとある。そして、その詳しい経緯については、前掲賢兼の「大嘗祭由奉幣使王代拝命願書」に、

王使御役之儀者、後陽成院様依別勅王兼任・王兼久被成下、則口宣案拝受仕、使王御用相勤罷在候處、王兼久卒去仕、正保四年例幣御再興之節、王使御用可相勤人躰被為在御詮議、則兼久弟清原賢充兵庫寮役相續仕罷在候ニ付、改姓改名被為仰付、王兼久跡目相續仕、源兼字与相改、奉幣使御用被為仰付、并兵庫寮両役共連綿仕、至于今、御代々々目出度不闕ニ御用相勤申候、

とあり、正保四年当時、清原賢充（兼字）は兼久王弟で舟橋兵庫家の当主であった。ところが兼久王の卒去により、例幣使王を勤仕すべきものが払底してしまつたため、急遽源兼字と改名し、兵庫寮の他に奉幣使をも兼帶するようになつた、という。しかしながら、前に指摘したように、賢充は兼久王の弟とは考えられない。その上、事実賢充が王氏出身者であつたら改姓に当た

つて、当然王氏に復帰しそうなものだが、源氏に改姓している。賢充の相続した舟橋兵庫家の先代が、たまたま兼久王の弟で王氏出身の賢在であつたため賢充改め兼字は、根拠薄弱な由緒により王代を兼帶するようになったと考えた方が、より実状に近いのではなかろうか。すなわち、前に推測したように、賢充は兵庫寮の他に奉幣使王代を兼帶するに際し、奉幣使勤仕の由緒のない舟橋兵庫家と一線を画するためにも実父「河越源重忠」の家名・本姓に復し、河越兵庫允源兼字と名乗つたものと思われる（なお兼字は、この時点で兵庫頭ではなく兵庫允であつた）。したがつて、兼字は王代と兵庫寮を兼帶家職とする地下官人河越家の実質的初代と推察される。

兼字以降、河越家は定賢まで舟橋家の猶子となり家名を相続している。賢兼の四男で教賢の跡を継いだ賢通と定賢の養子道賢及び任賢は『地下家伝』によるかぎり、舟橋家の猶子にはなつていない。しかし、兼字の子孫として兵庫寮と王代を支障なく相続している。ゆえに、兼字の子兼躬以下の当主についての検討は、ここでは省略したい。

それでは、兼字の先代賢在の実父兼任王及び兄弟兼任久王の出身した家系は、どのような家系であつたのであろうか。結論からいえば、「兼」という通字から考えて、村上王氏（天暦御後）もしくは花山王氏（寛和御後）何れかの王氏の末裔ではなかろうか、と推測される。

『尊卑分脈』の「三条源氏系図」によれば、三条天皇の皇子で藤原道長の圧迫のため皇太子の地位を辞退した敦明親王の孫敦輔王の子通季は、天喜三年（一〇五五）、

可為天暦御後王氏之由宣下、

と、天暦即ち村上天皇の子孫の王氏として、出身するように宣下された。この家系は、兼式王・兼資王・兼康王等と歴代「兼」字と内膳司及び正親司を世襲した。こうした「兼」字を世襲する村上王氏が繁栄した影響かもしれないが、『尊卑分脈』所収「花山源氏系図」によれば、白川伯王家とは別流の花山王氏も「兼」字を多く諱に用いている。実際、神宮奉幣使参役の王の実名を見てみると、「兼」字を諱に使用している人物が多く、いずれもが村上王氏もしくは花山王氏出身と推察される⁽⁹⁾。前に触れた応仁元年から正保四年の例幣中絶期間の間に発遣された臨時神宮奉幣使は、いずれも王が参向した形跡が窺われる。その中で

名前の明瞭なものを見てみると、永正十五年十一月三日の臨時奉幣には「従五位下兼盛王」（『永正十五年一社奉幣使参向記』・『拾芥記』下所収宣命）、永禄六年九月二十三日の外宮正遷宮一社奉幣には「王従四位下親國王」（『正親町天皇宣命』藤波家文書所収）、慶長十四年九月十六日の遷宮一社奉幣には「王従六位下兼任王」（『壬生家四卷之日記』四所収宣命）、慶長十六年四月五日の後水尾天皇即位由奉幣には「従六位下兼任王」（『御譲位古今宣命』）等が認められる。ところで、この時期より少々時代は遡るが、例幣中絶期前後にも王氏という王号を世襲する氏族の動静が、叙位儀及び神事関係の記事に散見する。

宝徳元年（一四五九）に王氏爵挙申権を白川伯王家から第一親王の手中に奪還した伏見宮貞常親王が、朔旦冬至の叙位の儀に、

王氏、

無位益久王、寛和御後、

右朔旦冬至爵、所請如件、

宝徳元年十二月十二日、二品式部卿貞常親王、（『康富記』宝徳元年十二月十二日条）
と、王氏爵を申請しているが、これ以降も、

王氏、

無位資遠王、寛和御後、（『康富記』宝徳二年正月六日条）

王氏、

無位富仲王、寛和御後、（『康富記』享徳三年正月五日条）

王氏、

無位定材王、寛和御後、（『康富記』康正元年正月五日条）

従五位下富弘王、寛和御後、（『親長卿記』明応三年正月六日条）

と、王氏爵が挙申され続いている。また、兼茂王（『康富記』応永二十九年二月四日条）や兼夏王（『康富記』応永二十九年六月

十一日余他）といふ「兼」字を諱に使用している王の存在を知ることができるが、彼らの祈年祭・月次祭及び神宮奉幣使への参役は、文安四年（一四四七）頃まで確認できる。その上、前に見たように永正十五年の神宮臨時の奉幣使は、兼茂王や兼夏王と同族と考えられる兼盛王によつて勤仕させていた。

以上のように、室町時代中期から例幣が中絶した後期にかけての王氏の活動は、僅少ではあるが確認できる。そうすると、河越家の先祖とされた兼任王・兼久王は、諱から考えても、こうした王氏の末裔である蓋然性が高いように思われる。兼任王の子賢在が、たまたま舟橋兵庫家を相続したため、賢在の跡を襲つた王氏とは縁のない兼字（賢充）の代に、河越家の王代兼帶が薄弱な由緒により開始されたものと、推測される。¹⁰⁾

三 河越家旧蔵記録・文書目録

本章では、これまで考察してきた河越家の旧蔵文書を分類整理してみたい。前述のように、河越家の所蔵文書は、記録と文書に大別される。記録は十八点十九冊あり、文書は全て口宣案であるが、四十三点ほどある。まず、記録類、ついで文書類を紹介する。

（イ）記録の部

一 例幣使参向記

記主不明

写本一冊、外題「例幣使参向記 従正保四亥年、至元禄十六未年」、内題「伊勢例幣近代始ヨリ使王勤仕覚」、袋綴、二十二・八×十六・二糢、六六丁、扉に「畏齋堂印」・「河越家蔵」印あり、

二 例幣使参向日記

記主不明

写本一冊、外題「例幣使参向日記 従宝永元申年、至享保二十卯年」、袋綴、二三一・八×一六・二糢、八七丁、一丁目に「畏齋

「堂印」・「河越家藏」印あり

三 例幣使參向記

記主不明

写本一冊、外題「例幣使參向記 従元文元辰年、至慶應二卯年」、袋綴、二二一・八×一六・一糰、七〇丁、一丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

四 例幣使王參向日記

記主任宗王（任賢）

自筆本一冊、外題「例幣使王參向日記 従天保十四卯年、至弘化四未年」、

卷頭書名「天保十四年 癸卯 九月 神事後所勞代勤 例幣使王參向之記 従五位下任宗王 実六位也」

卷頭書名「天保十五年 甲申 例幣參向記 従五位下任宗王 実六位也」

卷頭書名「弘化三年 丙午 八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位下任宗王」

卷頭書名「弘化四年 丁未 八月ヨリ 例幣使王參向記 兵庫頭任賢」

以上四冊を合綴して一冊とす。袋綴、二三・五×一六・二糰、七六丁、二丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

五 例幣使王參向日記
記主任宗王（任賢）

自筆本一冊、外題「例幣使王參向日記 従嘉永元申年、至嘉永三年戌年」、

卷頭書名「嘉永元年 戊申 八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位下任宗王」

卷頭書名「嘉永二年 己酉 七月ヨリ 例幣使王參向之記 従五位下任宗王」

卷頭書名「嘉永三年 庚戌 八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位下任宗王」

以上三冊を合綴して一冊とす。袋綴、二三・五×一六・二糰、七六丁、二丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

六 例幣使王參向日記
記主任宗王（任賢）

自筆本一冊、外題「例幣使王參向日記 従嘉永四亥年、至嘉永六丑年」

卷頭書名「嘉永四年 辛亥 八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位下任宗王」

卷頭書名「嘉永五年 壬子 八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位下任宗王」

卷頭書名「嘉永六年 癸丑 八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位下任宗王」
以上三冊を合綴して一冊とす。袋綴、二三二・五×一六・一糢、八三丁、二丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

七 例幣使王參向日記

記主任宗王（任賢）

自筆本一冊、外題「例幣使王參向日記 従嘉永七寅年、至安政三辰年」

卷頭書名「為安政元 嘉永七年 甲寅 八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位下任宗王」

卷頭書名「安政二年 乙卯 八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位上任宗王」

卷頭書名「安政三 丙辰 年八月ヨリ 例幣使王參向記 従五位上任宗王」

以上三冊を合綴して一冊とす。袋綴、二三二・五×一六・二糢、七〇丁、二丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

八 例幣使語合記

記主河越道賢・任賢

自筆本一冊、外題「例幣使語合記 従天保十三寅年、至弘化二巳年」

卷頭書名「天保十三年寅八月 例幣使王語合之記 従五位上道賢 任賢代筆」

卷頭書名「弘化二年 乙巳 従七月 例幣使王語合之記 正六位下任賢」

以上二冊を合綴して一冊とす。袋綴、二三一・七×一六・二糢 三二丁、二丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

九 例幣雜用記

記主不明

写本一冊、外題「例幣雜用記 従寛文十戌年、至慶應二卯年」、袋綴、二十二・八×十六・二糢、三七丁、一丁目に「畏齋堂

印」・「河越家藏」印あり、

一〇 臨時奉幣使記

記主不明

写本一冊、外題「臨時奉幣使記 従延應二子年、至享保七寅年」、袋綴、二十二・八×一六・一糢、一一〇丁、一丁目に「畏

齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一一 大嘗會旧記（二）

記主河越任賢

自筆本一冊、外題「大嘗會舊記」、内題「大嘗會卯日以下次第」、袋綴、一三・四×一九・五糢、九九丁、二丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一二 大嘗會旧記（二）

記主河越任賢

自筆本一冊、外題「大嘗會舊記」、内題「大嘗會卯日以下交名類」、袋綴、一三・四×一九・五糢、一〇二丁、二丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一三 御譲位舊記

記主不明

写本一冊、外題「御譲位舊記」、袋綴、二三・七×一六・二糢、五二丁、一丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一四 御即位旧記

記主不明

写本一冊、外題「御即位旧記 御禮服、臣下禮服」、袋綴、二三・八×一六・三糢、六六丁、一丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一五 大嘗會旧記并御道具留

記主不明

写本一冊、外題「大嘗會旧記并御道具留」、袋綴、二三・八×一六・一糢、四八丁、一丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一六 諸陣之儀旧記

記主不明

写本一冊、外題「諸陣之儀旧記」、袋綴、二三・八×一六・二糢、四〇丁、一丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一七 諸願届錄

記主不明

写本一冊、外題「諸願届錄 徒元文年中、至享保年中」、袋綴、二三・八×一六・〇糢、六八丁、一丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一八 初位初官昇進錄

記主不明

写本一冊、外題「初位初官昇進錄 従安永三年、至慶應三年」、袋綴、二三一・八×一六・〇、四七丁、一丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

一九 兵庫寮 史生・下司 諸伺届

記主不明

写本一冊、外題「兵庫寮 史生・下司 諸伺届 従宝永七年、至文政八年」、袋綴、二三一・八×一六・三糰、三九丁、一丁目に「畏齋堂印」・「河越家藏」印あり、

以上が河越家旧蔵の記録類であるが、(一)から(一〇)までが例幣・臨時奉幣関係のものである。(一一)から(一五)までが皇位繼承儀礼関係の記録で、(一六)は朝儀関係、(一七)・(一八)・(一九)は家職兵庫寮・王代・官職関係のものである。

(口) 文書の部

一 明正天皇口宣案 寛永廿年九月廿日、「中原賢充 叙正六位上」、三三一・八×四四・五糰、一通、包紙入り、(注) 中原賢充は兼字の旧名、

二 明正天皇口宣案 寛永廿年九月廿日、「中原賢充 任兵庫允」、三三一・一×四四・四糰、一通、包紙入り、

三 後西天皇口宣案 明暦元年十二月十五日、「源兼字 轉任(兵庫)助」三四・八×四八・七糰、一通、

四 後西天皇口宣案 萬治三年十二月廿四日、「源兼字 叙從五位下」三四・七×五二・三糰、一通、

五 後西天皇口宣案 萬治三年十二月廿四日、「源兼字 轉任(兵庫)頭」三四・六×五二・七糰、一通、

六 東山天皇口宣案 貞享四年八月十四日、「源兼字 叙從五位上」三三一・九×五一・七糰、一通、

七 靈元天皇口宣案 延寶五年六月廿四日、「源賢長 叙正六位下」三四・五×五一・四糰、一通、包紙入り、(注) 賢長は兼躬の旧名、

八 靈元天皇口宣案 延寶五年六月廿四日、「源賢長 任兵庫大允」三四・四×五一・六糰、一通、包紙入り、

九 東山天皇口宣案 元禄三年三月十二日、「源賢長 叙從五位下」三四・三×五一・九糰、一通、包紙入り、

- 一〇 東山天皇口宣案 元禄四年十二月廿一日、「源賢長 轉任兵庫權助」三四・三×五二・三糸、一通、包紙入り、
- 一一 東山天皇口宣案 元禄十二年十二月廿八日、「源兼躬 叙從五位上」三四・○×五二・六糸、一通、包紙入り、
- 一二 東山天皇口宣案 元禄十二年十二月廿八日、「源兼躬 轉任(兵庫)頭」三四・二×五二・五糸、一通、包紙入り、
- 一三 中御門天皇口宣案 享保二年五月十日、「源賢兼 叙正六位上」三四・二×五一・○糸、一通、包紙入り、
- 一四 中御門天皇口宣案 享保二年五月十日、「源賢兼 任兵庫權助」三四・三×五二・四糸、一通、包紙入り、
- 一五 中御門天皇口宣案 享保十三年十一月廿七日、「源賢兼 叙從五位下」三四・二×五一・七糸、一通、包紙入り、
- 一六 中御門天皇口宣案 享保十四年正月十六日、「源賢兼 轉(兵庫)寮助」三四・二×五二・七糸、一通、包紙入り、
- 一七 中御門天皇口宣案 享保十四年九月廿一日、「源賢兼 轉(兵庫)寮頭」三四・四×五二・七糸、一通、包紙入り、
- 一八 桜町天皇口宣案 元文二年正月廿八日、「源賢兼 叙從五位上」三四・○×五一・三糸、一通、包紙入り、
- 一九 桃園天皇口宣案 寛延元年十二月廿六日、「源賢兼 叙從五位下」三三・二×五〇・五糸、一通、包紙入り、
- 二〇 後桜町天皇口宣案 明和三年十二月十九日、「源賢兼 叙從四位下」三三・一×五〇・三糸、一通、包紙入り、
- 二一 後桃園天皇口宣案 安永五年十二月十九日、「源賢兼 叙從四以上」三四・一×五一・九糸、一通、包紙入り、
- 二二 桃園天皇口宣案 宝曆六年五月十日、「源教賢 任兵庫權助」三四・〇×五一・七糸、一通、包紙入り、
- 二三 桃園天皇口宣案 宝曆三年十一月廿二日、「源教賢 叙正六位下」三三・四×五一・四糸、一通、包紙入り、
- 二四 後桜町天皇口宣案 明和二年八月十日、「源教賢 叙從五位下」三三・一×五〇・七糸、一通、包紙入り、
- 二五 後桃園天皇口宣案 安永三年正月廿三日、「源教賢 叙從五位上」三四・一×五一・八糸、一通、包紙入り、
- 二六 後桃園天皇口宣案 安永六年三月十三日、「源教賢 轉任(兵庫)寮頭」三四・一×五一・二糸、一通、包紙入り、
- 二七 光格天皇口宣案 天明五年十二月廿六日、「源教賢 叙正五位下」三四・一×五一・五糸、一通、包紙入り、
- 二八 光格天皇口宣案 天明八年十二月十八日、「源定賢 叙正六位下」三四・一×五一・一糸、一通、包紙入り、
- 二九 光格天皇口宣案 天明八年十二月十八日、「源定賢 任兵庫權助」三四・〇×五一・八糸、一通、包紙入り、

- 三〇 光格天皇口宣案 寛政十年八月廿七日、「源定賢 任（兵庫）助」三一・九×四八・一糸、一通、包紙入り、
- 三一 光格天皇口宣案 寛政十二年正月五日、「源定賢 叙從五位下」三一・一×四九・八糸、一通、包紙入り、
- 三二 光格天皇口宣案 文化六年八月七日、「源定賢 叙從五位上」三二・〇×五〇・二糸、一通、包紙入り、
- 三三 光格天皇口宣案 文化十四年二月廿五日、「源定賢 叙正五位下」三三・八×五二・〇糸、一通、包紙入り、
- 三四 仁孝天皇口宣案 天保七年十月廿八日、「源任賢 叙正六位下」三一・七×五一・三糸、一通、
- 三五 仁孝天皇口宣案 天保七年十月廿八日、「源任賢 任近江介」三一・八×五一・六糸、一通、
- 三六 仁孝天皇口宣案 天保十五年五月六日、「源任賢 任兵庫助」三三・二×五一・六糸、一通、
- 三七 仁孝天皇口宣案 弘化二年十二月十七日、「源任賢 叙從五位下」三三・四×五一・五糸、一通、
- 三八 孝明天皇口宣案 嘉永七年十月十四日、「源任賢 叙從五位上」三四・〇×五一・一糸、一通、
- 三九 孝明天皇口宣案 安政四年十二月八日、「源賢滿 叙正六位下」三三・二×五一・〇糸、一通、包紙入り、
- 四〇 孝明天皇口宣案 安政四年十二月八日、「源賢滿 叙正六位下」三三・八×五一・一糸、一通、包紙入り、
- 四一 孝明天皇口宣案 萬延元年六月十五日、「源賢光 叙正六位下」三三・五×五一・二糸、一通、包紙入り、
- 四二 孝明天皇口宣案 萬延元年六月十五日、「源賢光 任伊豫介」三三・六×五一・一糸、一通、包紙入り、
- 四三 明治天皇口宣案 慶應三年九月廿三日、「源種賢 任兵庫權助」三三・七×五〇・九糸、一通、包紙入り、
- 以上が河越家旧蔵の文書類であるが、調査の段階で同一包紙に入っていたものを明示すると、(七)から(一〇)、(一一)・(一二)、(一三)から(二七)、(二八)から(三三)、(三九)・(四〇)、(四一)・(四二)である。なお、(四三)は単独包紙に入っていた。

今回は、文書の一点一点についての詳細な検討には入れなかつたが、次回以後、藤森馨と鳴津宣史とで、記録類に關しては、順次翻刻・紹介していく予定である。

注

(1) 「例幣雜用記」(國學院大學図書館所蔵『河越家文書』所収)。

(2) 拙稿(旧姓小松)「神宮奉幣使考」(『大倉山論集』一九)、同「四姓使小考」(『大倉山論集』二七)。

(3) 竹島寛『王朝時代皇室史の研究』王朝時代皇室史総論「四、親王及び諸王」、拙稿「白川伯王家の成立」(『神道宗教』一一六)。

(4) 久保田収「『神祇官年中行事』について」(『皇學館大學論叢』八一一)。

(5) 注(3) 拙稿参照。

(6) 大西源一『大神宮史要』第九編「室町時代上 例幣の延引と中絶」。神宮司序編『神宮年表』。

(7) 『兼見卿記』(静嘉堂文庫所蔵)の天正十三年十月八日及び九日条、天正十四年十一月十二日条によれば、当時の奉幣使発遣儀は、神祇官跡地内野に仮屋を建設して挙行されていたことがわかる。ただ仮設の建造物も容易には建設できなかつたようだ、

明日九日神祇官之儀式在之、仮屋以下出来歟、官庁へ罷向見之、未地形サヘナラサス、油断之為躰也、(『兼見卿記』天正十三年十月八日条)

と兼見は、準備の遅れに不満を漏らしている。後に吉田家斎場所が神祇官代とされるのも、神祇官の恒久の建築物がなかつたことに理由があるかもしだれない。

(8) 『孝亮宿禰日次記』に、

慶長十四年八月十六日乙丑、雨降、就一社奉幣可有之、神祇官代吉田可然之由、自將軍被申云々、伝奏大炊門大納言、両局并諸司、向吉田令点彼地、吉田二品舎弟神龍院出逢有言談、大概其所治定、
と、吉田斎場所の神祇官代としての公認の経緯について触れられている。

(9) 御巫清直はその著『王使勘例』(神宮文庫所蔵)の中で、兼任王・兼任久王等の出自について、

兼ノ字ヲ繼テ称セラルハ上件ノ三王ノ子孫ニテ三條院ノ皇統タルヘキカ、
と三條天皇の子孫で村上天皇御後として出身した村上王氏を推定している。たしかに、その可能性は強いが、寛和御後である花山王氏も「兼」字を世襲しており、後出のように王氏爵にも多く預つていた。したがつて、兼任王・兼久王が花山王氏出身である可能性も否定できない。故に、筆者は兼任王及び兼久王の出自を村上王氏もしくは花山王氏とするに留めた。

(10) いわば河越家は、あまり根拠のない由緒により正保四年に王代と兵庫寮を兼帶する地下の家として成立したといえる。同様の傾向は堂上家にも看取され、この頃公武間で身分の移動のあつたことは、久保貴子氏が、「江戸時代の公家と武家——公家から武家への身分移動——」(『早稲田大学教育学部学術研究』41) の中で指摘されている。

(國學院大學文学部兼任講師 藤森 聰)